

次世代育成支援対策推進法に基づく行動計画

職員が仕事と子育てを両立させることができ、職員全員が働きやすい環境をつくることによって、全ての職員がその能力を十分に発揮できるようにするため、次のように行動計画を策定する。

1. 計画期間 平成27年4月1日から平成30年3月31日までの3年間

2. 内 容

目標1 妊娠中や出産後の女性労働者の健康の確保について、労働者に対する制度の周知や情報提供及び相談体制の整備の実施

[対策]

- ・平成27年4月～ 当該職員への調査開始。
- ・平成27年5月～ 調査をもとに当該職員・所属長との面接等を実施し制度の周知や情報提供及び相談体制を確立。

目標2 育児・介護休業法に基づく育児休業等、雇用保険法に基づく育児休業給付、労働基準法に基づく産前産後休業などの諸制度の周知

[対策]

- ・平成27年4月～6月 制度に関するパンフレットを作成・配布し全職員へ周知。

目標3 年次有給休暇の取得の促進のための措置の実施

[対策]

- ・平成27年4月～ 有給休暇の取得状況を把握。
- ・平成27年6月～ 各部署において有給休暇の取得計画を策定。
- ・平成27年6月～ 職場内広報（NetSeeds）等で啓発及び周知。